

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 69

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.69

全北海道教職員組合

2020.9.23

文科省作成「手引」と「動画」に見える制度導入の問題点⑥

5日間39時間分の休日確保のために 拘束時間は52時間延長となる場合も

●「手引」では、4・6・10・11月の勤務時間を週あたり3時間増とすることを例示

文科省が作成した「手引」12ページには、制度導入により、5日間程度の休日を確保することが限度としています。

また、この期間の勤務時間は8時間30分や9時間とすることが考えられるとしています。

具体的に想定される割振りとしては、教員勤務実態調査（平成28年度）等における学校の運営状況を踏まえれば、長期休業期間等においては、一般的に取得されている年次有給休暇等に加えて5日間程度の休日を確保することが限度であると考えられ、これを考慮すると、延長できる所定の勤務時間は40時間程度となります。

また、勤務時間を延長する日については、例えば、行事等の業務が繁忙な時期の日について、8時間30分や9時間とすることが考えられます。

※参考：勤務時間が8時間を超えると休憩時間は60分確保する必要がある。（労働基準法第34条）

勤務時間 7時間45分	→ 休憩時間 45分	⇒ 始業～終業時間 8時間30分
勤務時間 8時間30分	→ 休憩時間 60分	⇒ 始業～終業時間 9時間30分
勤務時間 9時間	→ 休憩時間 60分	⇒ 始業～終業時間 10時間

●「1年単位の变形労働時間制」導入で、期間中の休憩時間は45分→60分に延長

労働基準法第34条では、労働時間が8時間を超える場合、1時間以上の休憩時間を設定することとされています。

制度導入により勤務時間が延長されると、休憩時間も延長され、拘束時間はさらに長くなります。

1日の勤務時間を「手引」が例示している8時間30分とした場合、勤務時間は45分の延長ですが、休憩時間も15分延長されるため、拘束時間は60分の延長となります。

4・6・10・11月の勤務時間を週あたり3時間増

とする例示に従えば、週4日の勤務延長、13週で合計52日間の勤務延長となります。5日間の休日（39時間）を確保するために、学校での拘束時間は52時間も増えることとなります。

道教委の勤務実態調査によれば、「休憩等・その他」の時間は、小学校・中学校ともに5分であり、休憩時間を十分に取ることができない実態が明らかになっています。制度導入により延長された休憩時間がそのまま労働時間となり、負担がますます増すことも懸念されます。



「1年単位の变形労働時間制」緊急アンケートへご協力ください

下記のURLまたは右のQRコードからご回答ください。(10月2日締め切りです)

<https://forms.gle/hh3Y55UBTdidHULf8>

